簡易公募型プロポーザル方式(拡大)に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成22年8月26日

支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治

1. 業務概要

- 1)業務名平成22年度損失補償算定標準書調査・作成業務(電子入札対象案件)
- 2) 業務内容

本業務は、公共用地の取得に伴う損失補償金を算定する際に必要な「損失補償 算定標準書」を作成するものである。

- 3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成23年3月30日
- 4) 入札方式等

本業務は、平成22年度新たな積算手法の試行対象業務であり、新たな積算手法により積算を行う業務である。なお、新たな積算手法については、下記URLを参照すること。 参考URL: http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/pdf/220330a raseki.pdf

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。

本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入 札方式に変えることができる。

2. 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。 選定通知の日は別表①の日を予定する。

1) 基本的要件

参加表明書を提出する者(以下、「参加表明者」という。)は、次の①に掲げる 資格を満たしている単体企業であること。

- ①単体企業
 - (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、「予決令」という。)

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2)中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4)申請書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- (5)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ※①(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていないものも 参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までに は当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表 ①の日を予定する。
- 2)業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- 3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種業務に おいて、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評 定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務:補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門(建物算定20棟以上)の業務実績がある。

4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。 なお、補償業務管理者については、あらかじめ登録規程に基づく当該部門の登録 を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該部門の登録を受けていない場合にも参

加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に登録規程に 基づく当該登録部門に係る登録(新規・更新・追加)申請書の写しを提出するも のとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに登録を受け、登録 通知書の写しを提出しなければならない。

- ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年理事会決定、以下「実施規程」という。)第3条に掲げる物件部門に係る補償業務管理士
- 5) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成14年度以降に完了した同種業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場 を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務:登録規程に掲げる登録部門のうち、物件部門(建物算定20棟以上)の 業務実績がある。

6) 手持ち業務量に関する要件

① 平成22年8月26日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年8月26日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が 500万円以上の業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - (1) 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者
 - (2) 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
 - (3) 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均 点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同

種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75 点以上である者

- (4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 7) 企画提案書に関する要件

参加表明書は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- ①市場価格調査を的確に実施するうえでの留意点
- ②市場価格調査の結果から補償単価の作成に必要な市場単価を決定するうえでの留意点

3. ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、企画提案審査後に実施するものとし、原則として企画提案の評価において満点の60%以上の評価値を得たもの者を対象に実施するものとする。

- (1) 実施場所:中部地方整備局 用地部 会議室
- (2) 実施日時: 別表④のとおり
- (3) ヒアリングの日時は協議の上、決定する。
- (4) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- (5) ヒアリングは配置予定主任担当者に対して行うものとし、配置予定主任担当者以外の出席は認めない。

4. 企画提案書を特定するための評価基準

- 1) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。
 - (1) 企画提案書の非特定事項
 - ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない
 - ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている
 - ・実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない
 - ・実施方針と業務実施体制のいずれかがり点の場合
 - ・原則として、企画提案の評価において満点の60%に満たない評価値の場合 (2)ヒアリングの非特定事項
 - 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったこと

が認められない

- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切
- 2) 評価項目
 - (1)基本事項(参加表明者) 業務実績
 - (2)基本事項(技術者) 業務実績

地域精通度

(3)企画提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマ

(4)ヒアリング

技術者としての基本的な技術力、企画提案書の内容に関する知識

5. 手続等

1)担当部局

〒〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 1 国土交通省 中部地方整備局 総務部 契約課 契約第二係 電話 TEL 052-953-8138 FAX 052-953-8199 メールアドレス: keiyaku@cbr.mlit.go.jp

2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書の交付期間:別表②のとおり。

交付場所及び方法:「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ(以下「HP」という。)に掲載した業務説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス: http://www.cbr.mlit.go.jp

「企業と自治体」-「入札・契約情報」-「測量・建設コンサルタント等業務」-「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、企画提案書作成についての参考資料や見積りに必要な別冊図面及び特記仕様書(案)等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、6.の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

3) 参加表明書及び企画提案書の提出期間並びに提出先

電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便(書留郵便に限る)又は託送(※ 注1)(以下「郵送等」という。)」により提出すること。詳しい提出方法については説明書による。

提出期間は、別表③のとおり。

提出先:5.1)と同じ。

ファイル形式:電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成するものとする。

- •一太郎 2007 以下
- ·Microsoft Word2002 以下
- ·Microsoft Excel2002 以下
- その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下 画像ファイル JPEG及びGIF形式 圧縮ファイル LZH形式

留 意 点:複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印 があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付 けること。

参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律 第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する 特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとす る。

6. その他

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金 免除
- 3) 契約書の作成の要否 要
- 4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と の随意契約により締結する予定の有無 無
- 5) 関連情報を入手する為の照会窓口 5.1) に同じ。
- 6) 参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成22年10月20日を予定している。
- 7) 本案件は資料提出、見積書提出を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、説明書による。

別表

	<u> </u>		
1	選定通知の日	平成22年9月16日	
2	説明書の交付期間	平成22年8月26日から	
		平成22年9月14日まで	
3	参加表明書及び企画提案書の	平成22年8月27日から平成22年9月15日までの10時00	
	提出期間	分から16時00分まで	
		(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	
4	ヒアリングの実施日時	平成22年9月28日10時00分から	
		平成22年9月29日16時00分まで	
		(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	